

舗装切断時に発生する排水の処理にかかる特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、さいたま市水道局水道工事標準仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する排水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、排水を生じない工法で、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

(適用)

第2条 さいたま市が発注する水道工事で、アスファルト舗装版の切断作業に適用する。
なお、アスファルト舗装版切断時に発生する排水は、産業廃棄物の「汚泥（アスファルト舗装版切断時に発生し油分を含む汚泥）」（以下「当該汚泥」という。）として扱うこととする。

(処理方法)

第3条 受注者は、アスファルト舗装切断作業を行いながら当該汚泥を吸引の上、タンク等に貯留し、作業後速やかに、当該汚泥を処理施設へ運搬し処分する。

2 受注者は、当該汚泥を処分する際には、適正な処理のために必要な情報を処理業者（収集運搬業者、中間処理業者等）へ提供すること。

また、処理業者から詳細な廃棄物情報を求められた場合には、提供すること。なお、監督職員と協議の上、必要と認められる廃棄物情報取得に係る経費については、設計変更の対象とする。

(条件)

第4条 受注者は、当該汚泥を処理する業者を、当該汚泥の中間処分業の許可を得ており産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

2 当該汚泥の運搬は、元請負業者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると発注者が認めた場合は、当該汚泥の運搬許可を得ている業者に委託することができる。

(提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書にアスファルト舗装版切断時に発生する当該汚泥の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、当該汚泥の運搬を、当該汚泥の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

2 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）の E 票の写しを監督職員に提示すること。